

## 新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進するため、転入に伴い賃貸住宅に居住する者に対して、当該賃貸住宅の家賃の一部を補助するものとし、予算の範囲内で新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 定住 本市に住民登録を行い、引き続き5年以上居住する意思をもって、本市に生活の拠点を置くことをいう。
- (3) 子育て世帯 市外から転入した世帯であって、交付申請時において15歳以下の子どもが1人以上いる世帯をいう。
- (4) 若年夫婦世帯 交付申請時における夫婦の双方の年齢が39歳以下である世帯で、夫婦の一方又は双方が市外からの転入者であるものをいう。
- (5) 賃貸住宅 本市内に所在する賃貸住宅（公営住宅、社宅、事業所の寮、2親等以内の親族が所有する住宅等を除く。）をいう。
- (6) テレワーク勤務 新潟県外に所在する事業所に勤務する者が、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市に住民登録を行った場合であって、本市内を生活の本拠とし、情報通信機器等を利用して移住元での業務を引き続き行うことをいう。ただし、県内の事業所への転勤、出向

等の人事異動、出張、研修等による一時的な勤務場所の変更を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、賃貸住宅に居住する新潟県外からの転入者、子育て世帯の転入者又は若年夫婦世帯の転入者とし、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 交付申請時において転入日前2年以内に本市に住民登録を行っていないこと。
- (2) 5年以内に市外へ転出する見込みがなく、本市に定住する意思を有すること。
- (3) 賃貸借契約における契約者本人であること。
- (4) 次のアからウまでのいずれかの就業に関する要件を満たしていること。

ア 新潟県内の企業等に就業し、1年以上の雇用期間が見込まれる次の

(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者であること。

(ア) 常用雇用労働者として就業している者

(イ) 雇用期間を定めて雇用されている者であって、1週間の所定労働時間が30時間以上かつ厚生年金保険に加入している者

イ 新潟県内で開業した個人事業主であって、1年以上の事業運営が見込まれること。

ウ 本市に住民登録をした日から1年以上新潟県内で継続したテレワーク勤務が見込まれること。

- (5) 生計を一にする世帯員全員が納付すべき納期限の到来した市税等を完納している者であること。
- (6) 国家公務員及び地方公務員でないこと。
- (7) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるものでないこと。
- (8) 他の公的制度による家賃助成（新発田市結婚新生活支援補助金交付要綱

に規定する住居費に係る助成を除く)を受けていない者であること。

(9) 世帯員全員が過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、企業等の人事異動等により本市内に定住しないことが明らかであると市長が認める者は、補助金の交付対象者としな

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、賃貸住宅の賃借料(管理費、共益費、駐車場料金等を除く。)(以下「家賃」という。)とする。ただし、入居期間が1月に満たない月の家賃は、対象としない。

(補助金の額)

第5条 1月当たりの補助金の額は、1月当たりの月額の家賃から住宅手当等を控除した額の3分の1の額とし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 子育て世帯の転入者及び若年夫婦世帯の転入者 20,000円

(2) 前号に掲げる者以外の転入者 15,000円

2 前項の規定により算出した1月当たりの補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付期間等)

第6条 補助金の交付期間(以下「補助期間」という。)は、交付決定のあった月の翌月から起算して24月とする。ただし、第3条第1項に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき(市外へ転出した場合を除く。)は、当該要件を満たさなくなった日の属する月の前月分の家賃を支払った月までを補助期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助期間内に市外に転出した場合にあつては、転出した月の属する年度以後の補助金は交付しない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に

次に掲げる書類を添えて、転入日から起算して6月以内に市長に申請しなければならない。ただし、前年度の10月に転入した者であって、申請時において転入日から6月を経過する場合にあっては、4月末日(末日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までの間に限り申請することができる。

- (1) 世帯員全員の住民票
- (2) 転入日前2年間本市に居住していないことが分かる書類
- (3) 賃貸住宅契約書の写し及び賃貸住宅契約に係る費用が分かるものの写し
- (4) 雇用証明書(別記第2号様式)若しくは所属先企業等の就業証明書(別記第2号様式の2)又は税務署に提出した開業・廃業等届出書等の写し若しくは直近の確定申告書の写し等で事業を営んでいることを確認できる書類
- (5) 新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金同意書兼誓約書(別記第3号様式)
- (6) 申請する年度の前年度の世帯員全員の納税証明書又は市税等の未納がないことが分かる証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)又は新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金不交付決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事情の変更等により申請の取下げをしようとするときは、新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付申請取下げ書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付変更申請等)

第10条 交付決定者は、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付変更申請書（別記第7号様式）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付変更決定通知書（別記第8号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。この場合において、補助金の増額の変更は行わないものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、1年度ごとの実績について、新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金実績報告書兼請求書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が公簿等によって確認できるときは、添付を省略することができる。

(1) 世帯員全員の住民票

(2) 家賃納入証明書（別記第10号様式）

(3) 雇用証明書（別記第2号様式）若しくは所属先企業等の就業証明書（別記第2号様式の2）又は税務署に提出した開業・廃業等届出書等の写し若しくは直近の確定申告書の写し等で事業を営んでいることを確認できる書類

2 前項の実績報告は、前年度分の実績について翌年度の4月10日までに行わなければならない。ただし、補助期間が満了する月が属する年度の実績報告については、補助期間満了の日から起算して1月を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金確定通知書（別記第11号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の取消し及び返還等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めるとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第12号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(努力義務)

第14条 交付決定者は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 町内会、自治会等の住民組織へ加入すること。
- (2) 地域で主催する行事等に参加し、地域との円滑な交流を図ること。
- (3) 本市が実施する定住促進事業に協力すること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。